

秋ト協第110号
令和2年7月31日

会員 各位

(公社) 秋田県トラック協会
会長 赤上 信弥



「標準的な運賃」告示に係る相談窓口の設置について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、4月に告示されました「標準的な運賃」につきましては、トラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を継続的に維持していくため、参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたところです。

今後は、皆様に「標準的な運賃の告示及び通達に係る解説書」を送付し、運賃・料金の設定や荷主との交渉に活用していただくことと併せて、セミナーの開催や各支部においての勉強会等を実施し、「標準的な運賃」について理解していただくための事業を展開してまいります。

しかし、本件に関しては、様々な疑問や質問の声があがっており、会員の皆様も対応についてお困りであるとお察し致します。

当協会としては、会員の皆様に「標準的な運賃」についてしっかりと理解していただくため、また、疑問や質問等に対してしっかりと回答できるような体制をとるための相談窓口をこの度設置することとなりました。

つきましては、下記の通り相談窓口を設置致しましたので、是非利用していただくようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 相談窓口 ①TEL: 018-863-5331

②FAX: 018-863-7354

③メール: akita-truck@ata.or.jp

※②と③に関しては、別紙「質問表」にご記入の上ご連絡下さい。

2. その他 「標準的な運賃」の詳細に関しては、下記のURLよりご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html

以上

【質問票】

(公社) 秋田県トラック協会 行
メール：akita-truck@ata.or.jp
FAX：018-863-7354

「標準的な運賃」に関する質問について

事業者名：_____

記入者名：_____

No	質問事項
1	
2	
3	